公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四八円以上であること。

［(2)　略］

統合前対象下水道事業に係る統合前使用料単価を二〇三・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［三　略］

四　地域振興費

［略］

面積

［略］

人口集中地区面積

［略］

国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区面積

［略］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.368）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.450）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.064）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝ ×

方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が五十円以上であること。

［(2)　同上］

統合前対象下水道事業に係る統合前使用料単価を二一〇・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［三　同上］

四　地域振興費

［同上］

面積

［同上］

人口集中地区面積

［同上］

国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口集中地区面積

［同上］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.381）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.450）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.067）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝ ×